

調布市，日野市，狛江市，多摩市，稲城市

成年後見制度利用促進基本計画

調布市の取組（案）

令和3年 月

調布市

目 次

1	策定の背景と目的	1
2	調布市の取組の位置付け	1
3	調布市の取組の期間	2
4	計画の体系	3
5	市の成年後見制度に関する現状	4
6	調布市の取組の展開	6
7	調布市の取組の進行管理	12

1 策定の背景と目的

成年後見制度は、今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者等の増加が見込まれる中、判断能力が不十分な人が安心して暮らしていくために、利用の必要性が高まっていくと考えられます。調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画調布市の取組（以下「調布市の取組」）は、制度の利用が必要な人への支援や、制度の理解を進める必要があることから、調布市の成年後見制度の利用の促進に関する取組を整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 調布市の取組の位置付け

平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）が施行され、都や市町村に対して、制度の利用促進体制の整備等に努めることが明示されました。平成 29 年 3 月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるように努めることが明示されました。

これを受けて、5 市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）が共同運営を行っている一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「多摩南」といいます）の 15 年余に及び協働の実績を生かしながら、同地域における成年後見制度利用促進に資する体制整備を進めることを目指して、広域による共通の目標をまとめた「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「共通計画」といいます）を、令和 2 年 3 月に策定しました。共通計画では、地域共生社会の実現を目指し、権利擁護支援や成年後見制度利用促進の基本理念を設定し、5 市共通の目標や目標実現に向けた施策の方向性を掲げています。

調布市では、この共通計画を市町村計画と位置づけ、その目標の実現に向けた、調布市が実施すべき取組を本「調布市の取組」とし

てまとめ、成年後見制度のより良い活用を目指します。

共通計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指します。そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。




一般社団法人多摩南部成年後見センター

平成 15 年度より、福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の 5 市が設置し、共同運営を行っています。

判断能力が不十分な高齢者や障害者、生活保護受給者や低所得者、被虐待者であっても、利用者保護を受けながら権利が守られ、成年後見制度を利用できるようなセーフティネット機能としての役割をはたしています。

3 調布市の取組の期間

この取組は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 箇年を期間とし、その後、令和 6 年度から調布市地域福祉計画内で位置付けることとします。

	名称	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
国	成年後見制度 利用促進基本計画							
5 市 共通	調布市、日野市、狛江市、 多摩市、稲城市成年後見制 度利用促進基本計画							
調布市	調布市、日野市、狛江市、 多摩市、稲城市成年後見制 度利用促進基本計画 調布市の取組							

4 計画の体系

共通計画では、構成 5 市が協働して取り組むべき目標を定めており、その計画の体系をもとに、市で実施する取組等についての施策を策定します、
(市の施策は「6 調布市の取組の展開」参照)

調布市, 日野市, 狛江市, 多摩市, 稲城市成年後見制度利用促進基本計画 計画の体系

基本目標1 目的・対象に応じた広報の充実【重点】

施策 1-1 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした
広報活動等の充実

施策 1-2 5市域内における, 誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知

基本目標2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実【重点】

施策 2-1 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備

施策 2-2 意思決定支援の在り方の検討

施策 2-3 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組み
の整備

施策 2-4 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行支援

基本目標3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

施策 3-1 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化

施策 3-2 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組み
整備

施策 3-3 市民後見人の育成, 活動支援の実施

施策 3-4 法人後見実施機関の立上げ, 活動支援の実施

施策 3-5 任意後見制度の利用等の相談, 支援等の検討

基本目標4 後見人等への支援充実

施策 4-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくり及び
活動の支援

施策 4-2 親族後見人への支援の拡充

基本目標5 地域における権利擁護支援の体制整備【重点】

施策 5-1 中核機関の整備と機能分担の明確化

施策 5-2 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用

施策 5-3 各市域と広域における重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワ
ークの構築

5 市の成年後見制度に関する現状

(1) 高齢者の推移

後期高齢化率は年々増加しており、今後、上昇傾向が続くことが見込まれます。

	年少人口(0~14歳) 生産年齢人口(15~64歳)	前期高齢者 (65~74歳)	後期高齢者 (75歳以上)	合計	高齢化率	後期高齢化率
平成26年	178,135	23,295	22,261	223,691	20.37	9.95
平成27年	177,165	24,091	22,935	224,191	20.98	10.23
平成28年	178,176	24,530	23,707	226,413	21.3	10.47
平成29年	180,774	24,427	24,685	229,886	21.36	10.74
平成30年	182,630	24,281	25,562	232,473	21.44	11
令和元年	184,835	23,934	26,400	235,169	21.4	11.23
令和2年	186,169	23,708	27,177	237,054	21.47	11.46

(各年1月1日現在)

(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度時点では8,922人となっています。

	身体障害者手帳所持者	療育手帳「愛の手帳」所持者	精神障害者保健福祉手帳保持者	合計
平成26年度	5,175	1,187	1,462	7,824
平成27年度	5,186	1,200	1,566	7,952
平成28年度	5,129	1,251	1,742	8,122
平成29年度	5,143	1,270	1,957	8,370
平成30年度	5,148	1,312	2,160	8,620
令和元年度	5,201	1,344	2,377	8,922

(3) 成年後見制度利用者数

(人)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和元年(12月末)	330	82	20	8	440

資料：東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)」

(4) 成年後見申立件数

(件)

	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任	合計
平成27年	60	11	1	3	75
平成28年	55	12	4	2	73
平成29年	61	14	3	3	81
平成30年	63	20	2	4	89
令和元年	52	8	5	1	66

資料：東京家庭裁判所「成年後見関係事件の申立件数」

当該年の1月から12月までに申立てのあった件数

(5) 成年後見制度相談件数

成年後見制度の相談件数は、平成29年度から令和元年度にかけて、減少しています。

(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ相談件数	256	264	271	266	229	197

(6) 成年後見制度市長申立¹件数

平成27年からの5年間にかけて、認知症高齢者の申立件数が最も多くなっています。

(件)

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
平成27年	11	1	1	0	13
平成28年	24	0	2	0	26
平成29年	11	1	3	0	15
平成30年	22	1	2	3	28
令和元年	9	0	1	6	16

(7) 成年後見制度等の認知状況

「調布市民福祉ニーズ調査報告書」において、成年後見制度について、身体障害（64歳以下）、精神障害で「知らない」と回答した割合は半数を超えています。制度の認知度が低く、成年後見制度の積極的な周知が必要であるといえます。

成年後見制度認知状況 (%)

	知っている	知らない	無回答
65歳以上の市民(N=1,273)	59	28.9	12.1
身体障害(64歳以下)(N=221)	37.1	52.9	10
身体障害(65歳以上)(N=250)	36.4	44	19.6
知的障害(N=172)	33.7	46	20.3
精神障害(N=203)	37.9	52.2	9.9
難病(N=173)	42.8	44.5	12.7

資料：「調布市民福祉ニーズ調査報告書」（調布市 令和2年3月）

調査対象者：65歳以上の市民、身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者（それぞれの回答者数をNで標記しています）

¹ 市長申立：成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立てを行う仕組みのこと

6 調布市の取組の展開

3頁の「4 計画の体系」で示した共通計画にて作成した基本目標をもとに、市として重点的な取組を掲げ、段階的に推進していきます。

基本目標 1 目的・対象に応じた広報の充実【重点】

事業名	内容
広報の充実	<p>広く市民に成年後見制度の広報・啓蒙活動を行い、成年後見制度に関する理解を深められるように努めます。</p> <p>また、相談窓口の利用方法なども広く周知を図ります。</p> <p>関係各課における成年後見制度の利用促進の意識の醸成と専門的な相談体制の充実，多機関協働による包括的な支援体制の構築を通じて、必要に応じて適切な相談支援機関につなげて支援を行う体制を構築します。</p>
【具体的取組】	<ul style="list-style-type: none">・市報，ホームページ，関係機関の相談窓口，成年後見の相談会等を活用した成年後見制度・権利擁護制度の周知の充実と分かりやすい制度周知・市独自のパンフレットを作成・出前講座を実施・地域・高齢・障害各課，社会福祉協議会（地域権利擁護センター），多摩南，地域包括支援センター，障害者の相談支援機関，基幹相談支援センター（障害福祉課），地域活動支援センター等の事業の推進

基本目標 2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実【重点】

事業名	内容
<p>相談支援の充実</p> <p>【具体的取組】</p>	<p>権利擁護・成年後見の所管課と地域包括支援センター等の地域の関係機関等が連携した権利擁護支援や成年後見に関する相談支援をはじめ、市長申立てや専門職後見人の活用などの幅広い視点で、制度利用の必要性の検討等の支援の充実を図ります。また、自ら相談窓口に来ることができない人の相談支援ニーズや存在の発掘に努め、適切な相談支援機関による支援に努めます。</p> <p>権利擁護事業から成年後見制度利用への移行が円滑に行われるように、地域の相談窓口の機能の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、社会福祉協議会（地域権利擁護事業）、多摩南（法人後見）、地域包括支援センター、障害者虐待防止センター（障害福祉課）、高齢者虐待防止センター、消費生活センターなどの各機関の取組や多機関連携による支援 ・地域福祉コーディネーター事業¹、地域包括支援センター、障害福祉の相談支援機関、見守りネットワーク事業²などの推進により、成年後見制度・権利擁護制度を必要とする方で、自ら相談することが難しい方の状況を把握し、支援につなげる。また、各関係機関の特性に応じてアウトリーチ（積極的な働きかけ）等により、必

¹ 地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワーク構築と地域の生活課題を解決する包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築

² 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせるように地域全体を見守っていく仕組み

	<p>要な支援や適切な関係機関へのつなぎを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多機関協働による包括的な支援体制の構築（相談支援包括化推進会議の連携等）」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進することにより、調布市におけるトータルケアシステム³の構築を推進し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進する（地域共生社会の実施に向けた取組） ・成年後見相談会の実施
--	--

基本目標 3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

事業名	内容
<p>利用者がメリットを実感できる制度の運用</p> <p>【具体的取組】</p>	<p>後見のみならず、保佐・補助及び任意後見制度や地域権利擁護事業などの様々な視点から幅広く活用可能な制度，施策について広く周知を図り，利用者の理解のもと，利用者の意思を尊重した適切な制度支援が受けられるように努めます。</p> <p>成年後見制度，権利擁護の相談窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置するなど，本人や親族等による申立て支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者サポート相談」や関係各課，関係機関での相談支援の充実や連携による支援等

³ 複合化・複雑化した地域課題に対し，住民相互で支援活動を行う等，地域住民のつながりを通して，課題解決に取り組み，地域で解決できない課題については，公的な各支援機関が横断的な連携のもと，必要な福祉サービスを提供する体制

	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょうふ地域福祉権利擁護センター，各地域包括支援センター，各相談支援事業所等の関係機関との事例検討などの情報共有を実施 ・保佐・補助及び任意後見制度等について広く周知するため，市報，パンフレット，ホームページ等で広報の充実を図る ・法人後見（多摩南），専門職の紹介制度，市民後見人の活用などにより，対象者にとって適切な後見人等候補者の推薦，選任に努める。 ・権利擁護連絡会の開催
<p>市民後見人の育成</p> <p>【具体的取組】</p>	<p>市民後見人の育成及び活動について，引き続き，都の補助事業を活用しながら，5市及び多摩南と連携して支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5市連携による多摩南を活用した市民後見人の養成や研修会の開催等

基本目標4 後見人等への支援充実

事業名	内容
<p>後見人等への支援の充実</p> <p>【具体的取組】</p>	<p>親族後見人の活動に対して，相談支援や対応力の強化を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職団体等と連携した相談会の実施 ・イベント会場等で相談会等の開催 ・多摩南と連携した支援の仕組づくりの検討

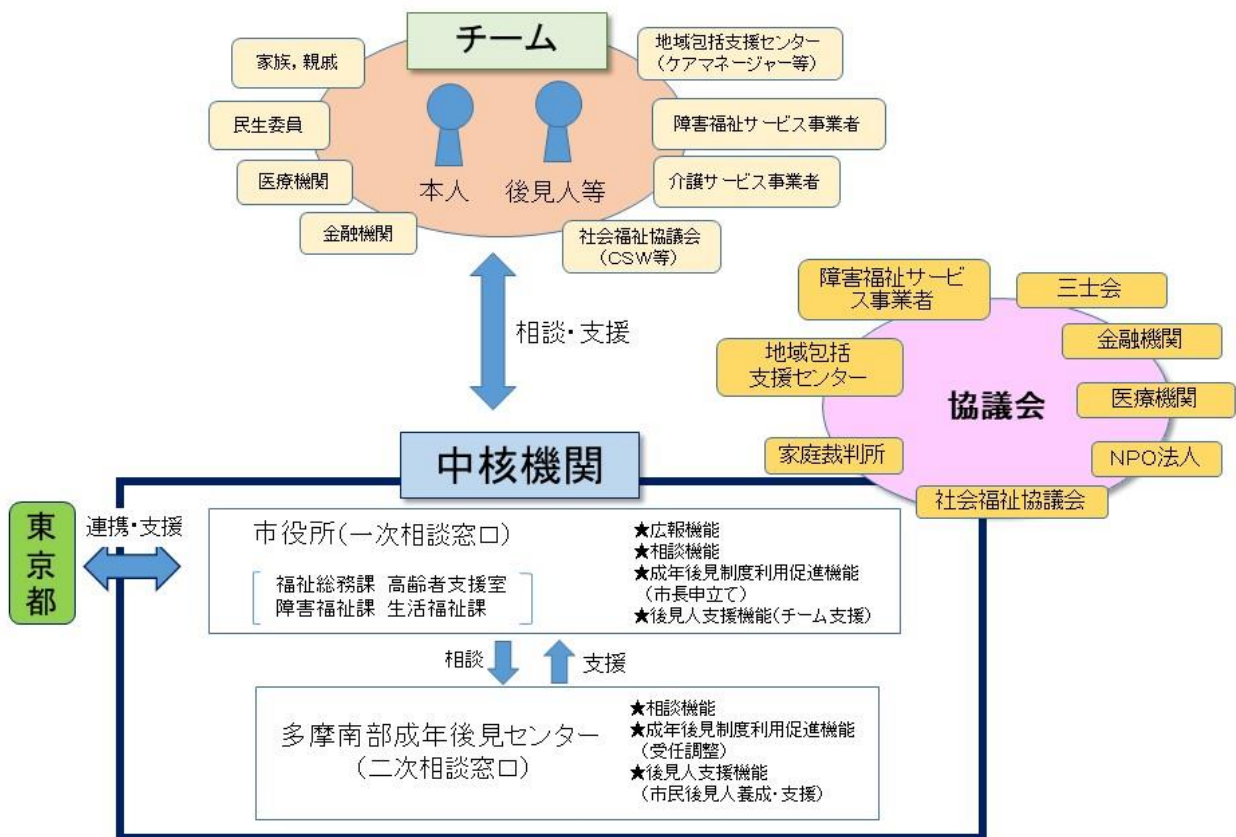
基本目標5 地域における権利擁護支援の体制整備【重点】

(基本目標4 「権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくり及び活動の支援」の取組を含む)

事業名	内容
<p>地域連携ネットワークの整備 (11頁参照)</p>	<p>適切な相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。</p>
<p>中核機関</p>	<p>市の中核機関としては、福祉総務課、高齢者支援室、障害福祉課、生活福祉課が一時相談窓口を担い、広域の中核機関の役割(二次相談窓口)は多摩南が担っています。</p> <p>権利擁護支援に関する4つの機能(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)については、市と多摩南が分担し、段階的・計画的に強化をはかります。</p>
<p>協議会</p> <p>【具体的取組】</p>	<p>法律や福祉の専門職団体や、相談支援機能、医療、福祉関係団体、地域関係団体等で組織し、各団体の成年後見制度に関わる取り組みや課題などの報告や研究を行い、関係機関の連携と情報共有を図ります。</p> <p>・年数回、関係機関の情報交換の場として、協議会を開催</p>

	<p>チーム</p> <p>【具体的取組】</p>	<p>権利擁護支援が必要な人へ働きかけて、支援の実現をめざす体制づくりを行い、その人に必要な支援へつなげる機能を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ちょうふ地域福祉権利擁護センター，各地域包括支援センター，各相談支援事業所などの関係機関と事例検討などの情報共有を行う。 ・ 多機関協働による包括的な支援体制の構築を推進することにより，成年後見や権利擁護の問題のみならず，複合的な生活課題を抱えた個人や世帯を支援する体制の整備を進める。 ・ 地域の相談窓口の相談機能の強化に努める
--	---------------------------	--

地域連携ネットワークイメージ図



7 調布市の取組の進行管理

本取組については、進捗状況を注視しつつ、目標達成のために振り返りを行い、必要な対応について検討していきます。